

## 第2 精神的・身体的被害の回復防止への取組

### 3. 保護，捜査，公判などの過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### 「・ 職員等に対する研修の充実等」について

- ・ 警察・検察・裁判所は常に自分たちの昼間の職務時間帯に犯罪被害者等・遺族・家族である会社員を，有無を言わず勤務を抜け，あるいは有休を取り，来所させようとする。その一方的な姿勢を改めるよう考慮すべき。

公判期日については，迅速裁判の要請，訴訟関係人がなすべき訴訟の準備等を考慮して裁判長が決定するものであるが，運用上，犯罪被害者等からあらかじめ申出があり，かつ，適正かつ迅速な裁判を実現する上で支障がなければ，その希望をも考慮して公判期日を決めるということはあると考えている。

#### 「・ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入」について

- ・ 民事訴訟では，当事者の氏名は裁判所に掲示されるが，これは，性犯罪の被害者を保護することとはならない。被害者保護のための法令整備の検討が望まれる。

開廷表の掲示は，傍聴希望者に開廷状況を伝えることにより憲法に定められた裁判公開の要請に資するとともに，出廷する当事者等への便宜供与のため行われているものであるが，これまでも特別の配慮が必要な事件においては，当事者名を明示しないなどの取扱いもしているところである。今後とも，個々の事案に即して，被害者保護の要請にも配慮しつつ，適切な運用に努めてまいりたい。

「 裁判出廷理由の勤務先への送付 」について

- ・ 長期化する刑事裁判においては，犯罪被害者等・遺族・家族の勤務先へ提出するための理由を裁判所において文書化し，発行してほしい。

証人尋問のため裁判所に出廷する際，勤務先等への説明のため必要がある場合には，申し出ていただければ別紙 1 のような証人召喚状を本人にあてて発している。また，意見陳述が行われる公判期日についても，検察官を通じるなどしてあらかじめ申し出ていただければ，別紙 2 のような書面によって本人に通知している。

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

「・ 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施」について（二つ目及び三つ目の「・」について）

犯罪被害者等が少年審判を傍聴した場合には、少年が犯罪被害者等を意識した供述をするおそれがあるほか、プライバシーに関する事項について、少年等の関係者が犯罪被害者等の前で発言することをためらうおそれもある。そうすると、家庭裁判所としては、適正な処遇選択をすることが困難になり、少年の再非行の防止を図ることで社会の安全を守ることが難しくなるおそれがあることを否定できない。このような観点から、少年法は、少年審判を非公開としているものと認識している。また、不測の事態が発生するおそれもある。

平成12年改正少年法によって設けられた記録の閲覧・謄写、審判結果等の通知及び意見の陳述の諸制度を適正に運用するなどして、事件の内容等を知りたい、あるいは被害に関する心情等を家庭裁判所の調査、審判に反映させたいとの御要望に配慮してまいりたい。

「・ 捜査に関する適切な情報提供」について

- ・ 検察庁及び裁判所において、弁護士だけでなく、被害者本人においても全国一律の低価格による、捜査記録や供述調書を含めた公判前からの完全な早期公開と閲覧・謄写を実現してほしい。

事件記録は、極めて重要な書類であり、代替性も乏しいことから、万一にも滅失や流失等することのないように、信用のできる専門業者（司法協会、弁護士会など）が裁判所内で謄写を行っており、その謄写代金については、コスト等を勘案して業者が独自に設定しているものである。裁判所としては、その額について法的に関与することのできない立場にあることをご理解いただきたい。ただ、今後とも、被害者を含む利用者の要望を業者に伝えるなどしていきたいと考えている。

なお、第6回の本検討会で説明したとおり、司法協会における公判記録の謄写手数料については、同協会職員が対応するところにおいては、8月1日より、被害者等からの申出に限り、1枚20円に値下げされている。

捜査記録や供述調書を含めた公判前からの完全な早期公開等については、制度の問題であり、裁判所としてはお答えする立場にない。

「 犯罪被害者等の意見を踏まえた精神鑑定の検討」について

- ・ 精神鑑定をする際には、事前に犯罪被害者の意見を聞くとともに、精神鑑定の結果の閲覧をさせるべき。

精神鑑定の必要性等について、犯罪被害者等の意見を聴くことは制度上予定されていない。

また、訴訟記録の閲覧については、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条の趣旨にのっとり、適正に行われているものと認識している。



( 別紙 2 )

平成 年(わ)第 号

平成 年 月 日

殿

地方裁判所刑事第 部

裁判所書記官

意見陳述が行われる公判期日の通知

被告人 に対する 被告事件について、申し出のあった  
意見陳述を下記のとおり行います。

記

申出者 ( 被害者 )

公判期日 平成 年 月 日 午 時 分

場 所 地方裁判所第 法廷

## 犯罪被害者等基本計画案試案（第9回検討会用事務局案）について

### 第3の1(7)

#### 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

「法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、適性（ ）を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。」について

（ 「適正」の誤りと思われる。）

（意見）

「適性を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に」の部分は、「事実誤認、量刑不当等を理由に上訴するか否かを検討する際に」と書き換えてはいかがか。

（理由）

検察官は、判決が「適正を欠く」と判断すれば、当然上訴をするはずであり、「適正を欠く判決に対する上訴の可否」の検討という表現は、正確でないように思われる。

山田勝利氏からの2005（平成17）年10月20日付けの質問について

訴状における住所を含む当事者の表示は、原則として、その後の訴訟手続、執行手続における当事者の表示として取り扱われることから、委任状、判決書、執行の申立書等における原告の住所の記載についても、訴状の住所についての取扱いと同様になると考えられる。